

省

令

○総務省令第五十八号

行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の六、第十三条の二十一第二項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百五十八条第一項並びに第六百六十九条第一項及び第二項並びに行政書士法第二十条の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月一日 総務大臣 武田 良太

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十二条（届出事項） 行政書士が、第一号又は第二号に該当する場合にはその者、第三号に該当する場合にはその者の四親等内の親族又はその者と世帯を同じくしていた者は、遅滞なく、その旨を、当該行政書士の事務所所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p>一 法第二条の二第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>第十二条の二（業務の範囲） 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第二項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條第一項、第二十二條の二第二項（第二十二條の三において準用する場合を含む）並びに第二十六條第一項の規定による申請、同法第十九條の十第</p>	<p>第十二条（届出事項） 〔同上〕</p> <p>一 法第二条の二第二号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>第十二条の二（業務の範囲） 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第二項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項及び第二項、第十九条の十三第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條第一項、第二十二條の二第二項（第二十二條の三において準用する場合を含む）並びに第二十六條第一項の規定による申請、同法第十九條の十第</p>

一項の規定による届出並びに同法第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む）、第二十條第四項第一号（第二十一条第四項及び第二十二條の二第三項（第二十二條の三において準用する場合を含む））において準用する場合を含む）、第二十二條第三項（第二十二條の二第四項（第二十二條の三において準用する場合を含む））において準用する場合を含む）、第五十條第三項及び第六十一條の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十二條第一項及び第二項、第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第三項の規定による申請、同法第十一条第一項の規定による届出並びに同法第十一条第二項（第十二條第三項、第十三條第二項及び第十四條第四項において準用する場合を含む）の規定により交付される特別永住者証明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二十一年法律第七十九号）附則第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第三項、第十九條第三項及び第二十九條第一項の規定による申請並びに同法附則第十六條第三項、第二十七條第五項、第二十九條第三項の規定により交付される在留カード又は特別永住者証明書の受領に係る業務をいう。）

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（その事業を行おうとする行政書士法人が同法第五条第一項に規定する許可を受けて行うもの

一項の規定による届出並びに同法第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む）、第二十條第四項第一号（第二十一条第四項及び第二十二條の二第三項において準用する場合を含む）、第二十二條第三項（第二十二條の二第四項において準用する場合を含む）、第五十條第三項及び第六十一條の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十二條第一項及び第二項、第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第三項の規定による申請、同法第十一条第一項の規定による届出並びに同法第十一条第二項（第十二條第三項、第十三條第二項及び第十四條第四項において準用する場合を含む）の規定により交付される特別永住者証明書の受領に係る業務並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二十一年法律第七十九号）附則第十六條第一項、第二十八條第三項及び第二十九條第一項の規定による申請並びに同法附則第十六條第三項、第二十七條第五項、第二十八條第四項及び第二十九條第三項の規定により交付される在留カード又は特別永住者証明書の受領に係る業務をいう。）

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（その事業を行おうとする行政書士法人が同法第五条第一項に規定する許可を受

であつて、当該行政書士法人の使用者である行政書士が労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の対象となり、かつ、派遣先（同法第二条第四号に規定する派遣先をいう。）が行政書士又は行政書士法人であるものに限る。）

〔三・四 略〕
（財産目録）

第十二条の二の五 「略」

2 財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第十三条の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

〔3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月四日）から施行する。
○法務省令第三十二号

動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）第二十四条の規定に基づき、動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月一日

法務大臣 上川 陽子

動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十三条 「略」</p> <p>一 令第八条第一号の申請人が登記された法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（商業登記</p>	<p>第十三条 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。次号及び第五号並びに第二十二條第一項第一号及び第三号において同じ。）

二 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等（令第四条第一項の債権譲渡登記等をいう。以下同じ。）の申請をするときは、登記事項証明書その他の譲受人又は質権者の住所又は本店等を証する書面

三 略

四 抹消登記の申請をするときは、譲受人又は質権者の印鑑の証明書であつて市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十二条第一項第二号において同じ。）の作成したもの（法人にあつては、代表者の印鑑の証明書であつて登記所が作成したもの）

五 延長登記等（令第七条第一項の延長登記等をいう。以下同じ。）の申請をする場合において、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、登記事項証明書その他のその変更を証する書面

2 登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄本を添付したときは、前項第三号又は第四号の書面を提出することを要しない。

3 令第八条第一号に掲げる書面（登記されていない法人の代表者の資格を証する書面に限る。）若しくは同条第二号に掲げる書面で官庁若しくは公署の作成したもの又は第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる書面は、その作成後三月以内のものに限る。

一 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等（令第四条第一項の債権譲渡登記等をいう。以下同じ。）の申請をするときは、譲受人又は質権者の住所又は本店等を証する書面

二 「同上」

三 抹消登記の申請をするときは、譲受人又は質権者の印鑑の証明書であつて市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十二条第一項第一号において同じ。）の作成したもの（法人にあつては、代表者の印鑑の証明書であつて登記所が作成したもの）

四 延長登記等（令第七条第一項の延長登記等をいう。以下同じ。）の申請をする場合において、譲渡人、譲受人、質権設定者又は質権者の表示が動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録された表示と異なるときは、その変更を証する書面

2 登記申請書に執行力のある判決の正本又は謄本を添付したときは、前項第二号又は第三号の書面を提出することを要しない。

3 令第八条第一号若しくは第二号に掲げる書面で官庁若しくは公署の作成したもの又は第一項第二号若しくは第三号に掲げる書面は、その作成後三月以内のものに限る。